

生駒市教育委員会規則第5号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「及び財政経営課長」を「、財政課長及び総務部専門官（所管専門官に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。